

2050 ゼロカーボンみのわ推進事業

箕輪町ゼロカーボン推進補助金の手引き

令和7年4月

箕輪町

2050 ゼロカーボンみのわ

箕輪町では、ゼロカーボンや地球温暖化、SDGs等の認知度や理解度を向上させ、町民お一人おひとりのライフスタイルの変容を促し、2050年までにゼロカーボン達成を目指します。



お問い合わせ先

- ・箕輪町役場 総務課ゼロカーボン推進室 電話：0265-79-3144
E-mail：zero@town.minowa.lg.jp
- ・木質バイオマス機器設置事業補助金のみ
みどりの戦略課 森ビジョン推進係 電話：0265-79-3170
E-mail：midori@town.minowa.lg.jp

目 次

1	<u>太陽光発電設備</u>	・・・ 1
2	<u>定置型蓄電設備（太陽光発電設備とセットで設置）</u>	・・・ 3
3	<u>定置型蓄電設備（既に太陽光発電設備のみ設置）</u>	・・・ 5
4	<u>太陽熱利用システム</u>	・・・ 6
5	<u>断熱性能向上リフォーム</u>	・・・ 7
6	<u>EV・PHV</u>	・・・ 8
7	<u>V2H充放電設備</u>	・・・ 9
8	<u>木質バイオマス機器設置事業補助金</u>	・・・ 10
9	<u>太陽光発電初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金</u>	・・・ 11

【受付日程・場所・時間】

①箕輪町ゼロカーボン推進補助金

・ 受付日程：	令和7年4月	28日(月)
	令和7年5月	8日(木)、16日(金)、28日(水)
	令和7年6月	6日(金)、18日(水)、27日(金)
	令和7年7月	8日(火)、18日(金)、28日(月)
	令和7年8月	8日(金)、18日(月)、28日(木)
	令和7年9月	8日(月)、18日(木)、26日(金)
	令和7年10月	8日(水)、17日(金)、28日(火)
	令和7年11月	7日(金)、18日(火)、28日(金)
	令和7年12月	8日(月)、18日(木)、26日(金)
	令和8年1月	8日(木)、16日(金)、28日(水)
	令和8年2月	6日(金)、18日(水)、27日(金)

・ 場 所：箕輪町役場1F 町民ホール

・ 時 間：9:00～15:00

②木質バイオマス機器設置事業補助金

・ 受付日程：随時受付

・ 場 所：箕輪町役場みどりの戦略課

・ 時 間：8:30～17:15

③太陽光発電初期費用ゼロ円モデル導入 推進協力金

・ 受付日程：随時受付

・ 場 所：箕輪町役場ゼロカーボン推進室

・ 時 間：8:30～17:15

1 太陽光発電設備（既存住宅、新築住宅、事業所）

内 容	住宅又は事業所への太陽光発電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人又は法人 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、太陽光発電設備を設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
主な交付要件	・ 新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）、事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。 ・ 住宅等は一戸建ての専用住宅であること ・ 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者が太陽光発電設備を設置させること ・ （既存住宅、事業所の場合）契約の締結は交付決定日以降に行うこと ・ （新築住宅の場合）令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと ・ 本事業により設置する太陽光発電設備で発電する電力のうち、自家消費量する電力量が次の割合であること ●住宅等：30%以上 ●事業所：50%以上 ・ F I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと ・ 余剰電力は町長が指定する小売電気事業者に売却すること ・ 既存設備の更新の場合は、設置から17年が経過していること ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと ・ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと ・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を実施すること ・ ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」を参考にすること。
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	【屋根上設置等】 ・ 住宅等：10万円/kW（上限100万円） ・ 事業所：6万円/kW（上限300万円） ※補助金額算出の対象となる出力は、「太陽電池モジュールの総出力」と「パワーコンディショナの出力」のいずれか低い値となります。 ※kW表示の小数点2位未満は切り捨て。千円未満切り捨て。 例）太陽電池モジュール出力4.98kW＜パワコン出力5.0kW 4.98kW×10万円＝498,000円 【ソーラーカーポート】 補助対象経費の1/3以内（上限：住宅等100万円 事業所500万円） ※太陽光発電一体型、太陽光発電搭載型どちらも補助対象です。 ※既存のカーポートへの太陽光発電設備の設置の場合、10万円/kW（住宅等）・6万円/kW（事業所）の補助率が適用されます。 ※補助対象経費は、太陽電池モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、基礎はカーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。 例）工事費280万円×1/3≒933,000円（千円未満切り捨て）

必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書(様式第1号) (2) 設置する住宅等又は事業所の位置図 (3-1) 補助対象経費その内訳が記載された見積書の写し(既存住宅、事業所の場合) (3-2) 補助対象経費その内訳が記載された工事請負契約書の写し(新築の場合) (4) 設置箇所を示す写真(既存住宅、事業所の場合) (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類(更新の場合) (7) 委任状(様式第2号)(手続きを代理人に委任する場合) (8) 電力消費量計画書(5kW以上の場合) (9) 設備の解体・撤去等に係る費用確保計画書(10kW以上の場合) (10) 申請に係る確認表
備 考	・ 国の補助事業や国庫金が財源となる長野県の補助事業との併用はできません。 ・ ただし、補助対象設備が重複しない場合は併用が可能です。

2 定置型蓄電設備（前頁の太陽光発電設備とセットで設置）

内 容	住宅への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、定置型蓄電設備を設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
主な交付要件	・ 新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）又は当該住宅等と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。 ・ 住宅等は一戸建ての専用住宅であること ・ 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者に太陽光発電設備を設置させること ・ （既存住宅の場合）契約の締結は交付決定日以降に行うこと ・ （新築住宅の場合）令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと ・ 蓄電容量が4kWh以上のものであること ・ 蓄電設備及び設置に係る工事費の価格（税抜）が15.5万円/kWh以下であること ・ 前頁の補助金を活用して設置した太陽光発電設備に常時接続する設備であること ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと ・ 既存設備の更新の場合は、設置から6年が経過していること ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	A+Bの合計額 A：補助対象経費の1/3以内の額（上限1kWh当たり5.1万円） B：蓄電容量1kWh当たり0.9万円（上限63,000円） ただし、7kWhに相当する額（42万円）を限度とする。 ※kWh表示の小数点以下は切り捨て。千円未満切り捨て。 例）蓄電容量9.8kWh 工事費1,519,000円（1kWhあたり15.5万円） 7kWh相当額が対象 A：①補助対象経費の1/3の額＝1,519,000÷3×7/9kWh＝393,814円 ②7kWh×5.1万円＝357,000円 ①②の低い値（千円未満切り捨て）＝357,000円 B：7kWh×0.9万円＝63,000円（上限63,000円） A+B＝357,000+63,000＝420,000円

必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書 (様式第1号) (2) 設置する住宅等の位置図 (3-1) 補助対象経費その内訳が記載された見積書の写し (既存住宅の場合) (3-2) 補助対象経費その内訳が記載された工事請負契約書の写し (新築の場合) (4) 設置箇所を示す写真 (既存住宅の場合) (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類 (更新の場合) (7) 委任状 (様式第2号) (手続きを代理人に委任する場合) (8) 申請に係る確認表
備 考	・ 国の補助事業や国庫金が財源となる長野県の補助事業との併用はできません。 ・ ただし、補助対象設備が重複しない場合は併用が可能です。

3 定置型蓄電設備（当該設備のみ設置）

内 容	既存住宅への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、定置型蓄電設備を設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
主な交付要件	・ 既存住宅又は同一敷地内に定置型蓄電設備を設置すること ・ 既存住宅は一戸建ての専用住宅であること ・ 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者に定置型蓄電設備を設置させること ・ 契約の締結は交付決定日以降に行うこと ・ 蓄電容量が4kWh以上のものであること ・ 既に設置されている太陽光発電設備に常時接続する設備であること ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと
補助対象経費	
補 助 率 等	1 件 10 万円
必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する既存住宅の位置図 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) 設置箇所を示す写真 (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (7) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (8) 申請に係る確認表
備 考	国、長野県の補助事業との併用が可能です。

4 太陽熱利用システム

内 容	住宅又は事業所への太陽熱利用システムの設置に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人又は法人 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、太陽熱利用システムを設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
主な交付要件	・ 新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）、事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。 ・ 住宅等は一戸建ての専用住宅であること ・ 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者に太陽光発電設備を設置させること ・ （既存住宅、事業所の場合）契約の締結は交付決定日以降に行うこと ・ （新築住宅の場合）令和7年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと ・ 太陽集熱器が JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること ・ 既存設備の更新の場合は、設置から15年が経過していること ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと ・ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと ・ 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	補助対象経費の2/3以内（上限60万円）※千円未満切り捨て 例）工事費 850,000 円 × 2/3 ÷ 566,000 円
必 要 書 類 (申請時)	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 設置する既存住宅の位置図 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) 設置箇所を示す写真 (5) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (6) 太陽集熱器が JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを確認できる書類 (7) 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） (8) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合） (9) 申請に係る確認表
備 考	・ 国の補助事業や国庫金が財源となる長野県の補助事業との併用はできません。 ・ ただし、補助対象設備が重複しない場合は併用が可能です。

5 断熱性能向上リフォーム

内 容	既存住宅の断熱性能を向上させるリフォーム工事に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、断熱性能向上リフォームを実施したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
交 付 要 件	・ 自ら居住する既存住宅（店舗等併用住宅の場合は住居部分に限る）の、壁、床、屋根、屋根裏及び窓等の断熱性能を向上させるリフォームを実施すること ・ 町内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者に補助対象工事を実施させること ・ 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと ・ 既存住宅が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	補助対象経費の1/2以内（上限15万円） ※千円未満切り捨て ただし、補助対象経費から、国、県、又は町の他の制度の補助金等交付額を除く。 例）（工事費75万円－国等補助金50万円）×1/2＝125,000円
必 要 書 類 （ 申 請 時 ）	（1） 交付申請書（様式第1号） （2） 改修する既存住宅の位置図 （3） 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し （4） 製品の規格及び改修内容が確認できる書類 （5） 改修箇所を示す平面図（住宅全体の間取りが確認できるもの） （6） 改修箇所を示す写真 （7） 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）
備 考	国、長野県の補助事業との併用が可能です。

6 E V ・ P H V

内 容	E V※又はP H V※の購入に対し、費用の一部を助成します。 ※EV(Electric Vehicle)…電気自動車 ※PHV(Plug-in Hybrid Vehicle)…外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する者 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、E V又はP H Vを購入したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
交 付 要 件	・ 町内に住所を有する者で、自ら使用するためのE V又はP H Vを購入すること ・ 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと ・ 自家用の新車として新たに購入するものであること ・ 使用の本拠の位置が町内であること ・ 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の交付対象となっている車両で、給電機能を有するものであること ・ 災害時等の車両の貸与について、町から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること
補助対象経費	
補 助 率 等	CEV補助金の規定に定める補助金交付額の1/10以内（上限10万円） ※千円未満切り捨て 例）CEV補助金額 650,000 円 × 1/10 = 65,000 円
必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 製品名及び価格が記載された見積書の写し (3) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）
参 考	CEV補助金について 一般社団法人 次世代自動車振興センターHP https://www.cev-pc.or.jp/hojo/

7 V 2 H 充放電設備

内 容	V 2 H※充放電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。 ※V2H(Vehicle to Home)…EV・PHV への充電及び EV・PHV から住宅へ電気の供給ができる装置
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の 2 月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、V 2 H 充放電設備を設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者
交 付 要 件	・ 自ら居住する町内の住宅に V 2 H 充放電設備を設置すること ・ 契約の締結は、交付決定日以降に行うこと ・ 住宅が自己の所有に属さない場合又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること ・ 設置する設備は中古品でないこと ・ 申請者又はその同一世帯者が所有する自家用の車両を接続して使用するものであること ・ 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「V 2 H 補助金」という。）の交付対象となっている設備であること
補助対象経費	設備費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補 助 率 等	V 2 H 補助金の規定に定める補助金交付上限額の 1/10 以内（上限 10 万円） ※千円未満切り捨て 例）V2H 補助金額 300,000 円 × 1/10 = 30,000 円
必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書（様式第 1 号） (2) 製品名及び価格が記載された見積書の写し (3) 委任状（様式第 2 号）（手続きを代理人に委任する場合）
参 考	V 2 H 補助金について 一般社団法人 次世代自動車振興センターHP https://www.cev-pc.or.jp/hojo/

8 木質バイオマス機器設置事業補助金

内 容	住宅に設置するストーブ等の購入に対し、費用の一部を助成します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当し、町内に居住する個人の者 ・町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・過去に本補助金の交付を受けていない者
交 付 要 件	・購入するストーブ等は新品であること ・県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること（ペレットストーブ又はペレットボイラーの場合） ・箕輪町木質バイオマス機器設置事業で使用するペレットは長野県産であること ・長野県産ペレットに関しあらかじめペレットの販売業者との間で、協定の期間（３年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること（薪ストーブの場合） ・使用する薪は、できる限り上伊那産の薪であること
補助対象経費	ストーブ等本体の購入に要する経費
補 助 率 等	ペレットストーブ又はペレットボイラー：補助対象経費の 10/10 以内（上限 20 万円） 薪ストーブ：補助対象経費の 10/10 以内（上限 10 万円）
根 拠 法 令 等	箕輪町木質バイオマス機器設置事業補助金交付要綱
必 要 書 類 （ 申 請 時 ）	（１）交付申請書（様式第１号） （２）購入するストーブ等の見積書及び仕様書 （３）設置予定箇所の位置図 （４）設置予定箇所を確認できる写真

9 太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金

内 容	初期費用ゼロ円モデルを活用し太陽光発電設備を設置した方に、導入推進協力金を交付します。
交 付 対 象 者	次のいずれにも該当する個人の者 ・ 令和7年4月1日以降に初期費用ゼロ円サービス※契約を締結し、自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に太陽光発電設備を設置した者 ・ 過去に本協力金の交付を受けていない者 ・ 町税等の滞納がない者（同一世帯者も含む） ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者 ※初期費用ゼロ円サービスとは… PPA やリース等、第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備がサービス利用者の住宅又は当該住宅と同一敷地内に設置され、サービス利用者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備を利用することのできるサービスプラン
交 付 要 件	令和7年4月1日以降に初期費用ゼロ円サービス契約を締結し、交付申請時において、自ら居住する住宅又は同一敷地内の建築物に太陽光発電設備の設置が完了していること
補助対象経費	
補 助 率 等	1 件 2 万 円
根 拠 法 令 等	箕輪町太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金交付要綱
必 要 書 類 (申 請 時)	(1) 交付申請書兼請求書（様式第1号） (2) 契約書の写し (3) 設備の設置状況を確認できる書類